

最高裁秘書第2574号

令和2年10月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



慎

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、松山地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

松山市の20代女性が窃盗容疑で愛媛県警松山東署に誤認逮捕された問題について、逮捕状を出した裁判官の氏名が書いてある文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年9月24日付け（同月25日受付）

2 答申番号

令和2年度（情）答申第14号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）